

料金表都市ガスハッピープラン（我孫子エリア、取手エリア）新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

旧	新				
<p>料金表 都市ガスハッピープラン（我孫子エリア、取手エリア） <u>2022年4月1日実施</u> 株式会社サイサン</p> <p>1 対象となるお客さま <u>この料金表は、別表5の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。</u> なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。</p> <p>2 用語の定義 この料金表において使用する「単位料金」とは、<u>5</u>に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。</p> <p>3 適用条件 (省略)</p> <p>4 料金</p>	<p>料金表 都市ガスハッピープラン（我孫子エリア、取手エリア） <u>2024年9月1日実施</u> 株式会社サイサン</p> <p>1 対象となるお客さま <u>この料金表は以下供給区域にお住まいのお客さまであり、3（適用条件）を満たすお客さまに適用いたします。</u>なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款（以下「ガス供給契約」といいます。）とあわせて適用いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>一般ガス導管事業者</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>供給区域等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株式会社エナジー宇宙</td> <td style="text-align: center;">我孫子エリア、取手エリア</td> </tr> </table> <p>2 用語の定義 この料金表およびガス供給契約において使用する「単位料金」とは、<u>5（単位料金の調整）</u>に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。</p> <p>3 適用条件 (省略)</p> <p>4 料金</p>	<u>一般ガス導管事業者</u>	<u>供給区域等</u>	株式会社エナジー宇宙	我孫子エリア、取手エリア
<u>一般ガス導管事業者</u>	<u>供給区域等</u>				
株式会社エナジー宇宙	我孫子エリア、取手エリア				

(1) 当社は別表 2 の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) 削除

5 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表 2 の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1(4)のとおりといたします。

イ (省略)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

=基準単位料金 - 0.080 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

(2) (省略)

イ (省略)

ロ 平均原料価格 (トンあたり)

(1) 当社は別表 2 (料金表) を適用して、ガス供給契約の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表 2 (料金表) の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (料金および消費税等相当額の算定方法) (4)のとおりといたします。

イ (省略)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立法メートルあたり) = 基準単位料金 -

0.080 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

ハ 備考

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

(2) (省略)

イ (省略)

ロ 平均原料価格 (トンあたり)

別表 1(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格 = トンあたり LNG 平均価格 × 0.9604 + トンあたり LPG 平均価格 × 0.0393

ハ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算式）

(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

6 削除

7 手数料等

(1) 調査票発行手数料

イ ガス小売供給約款 21（料金その他の支払方法）(2)イの場合

別表 1（料金および消費税等相当額の算定方法）(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格 = トンあたり LNG 平均価格 × 0.9604 +

トンあたり LPG 平均価格 × 0.0393

ハ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

6 手数料等

(1) 帳票発行手数料

イ ガス小売供給約款 21（料金その他の支払方法）(2)イの場合

	請求書 1 部につき <u>110.00 円</u> (消費税等相当額を含みます)		請求書 1 部につき <u>220.00 円</u> (消費税相当額を含みます)
<p>ロ (省略)</p> <p>8 その他 その他の事項については、<u>ガス小売供給約款</u>を適用いたします。</p> <p>付則</p> <p>1 実施期日 この料金表は <u>2024 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>別表</p> <p>1 料金および消費税等相当額の算定方法 (省略)</p> <p>2 料金表</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>~ (5) 削除</u></p> <p>ダブルハッピー割引 (割引プラン) 重要事項説明</p> <p>1 ~ (5) (省略)</p> <p>●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。</p> <p>株式会社サイサン (登録番号: A0023)</p> <p>住所: 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5</p>	<p>ロ (省略)</p> <p>7 その他 その他の事項については、<u>ガス供給約款</u>を適用いたします。</p> <p>付則</p> <p>1 実施期日 この料金表は、<u>2024 年 9 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>別表</p> <p>1 料金および消費税等相当額の算定方法 (省略)</p> <p>2 料金表</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>ダブルハッピー割引 (割引プラン) 重要事項説明</p> <p>1 ~ 5 (省略)</p> <p>●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。</p> <p>株式会社サイサン (登録番号: A0023)</p>		

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24時間 365日

トリプルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

1 割引プランの説明

株式会社サイサン（以下「当社」という）が販売する「都市ガスハッピープラン（我孫子エリア、取手エリア）」と「ウォーターワン（宅配水）」および、株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円（税込）を割引いたします。

2 ～(5)（省略）

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24時間 365日

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313

トリプルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

1 割引プランの説明

株式会社サイサン（以下「当社」という）が販売する「都市ガスハッピープラン（我孫子エリア、取手エリア）」と「ウォーターワン（宅配水）」および株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円（税込）を割引いたします。

2 ～(5)（省略）

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313